

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月7日
【会社名】	K L a b株式会社
【英訳名】	K L a b I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真田 哲弥
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5771-1100
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高田 和幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5771-1100
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高田 和幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第15回新株予約権) その他の者に対する割当 2,500,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 304,500,000円 (第16回新株予約権) その他の者に対する割当 2,500,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 304,500,000円 (第17回新株予約権) その他の者に対する割当 2,500,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 304,500,000円

(注) 1. 本募集は平成28年3月7日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	5,000個
発行価額の総額	2,500,000円
発行価格	500円（新株予約権の目的である株式1株当たり5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年3月31日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	K L a b株式会社 経営管理部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年3月31日（木）
割当日	平成28年3月31日（木）
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

- (注) 1. 第15回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第16回新株予約権及び第17回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成28年3月7日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当て予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当て予定先に対する第三者割当てによる本新株予約権の発行は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は、500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。）。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初604円とする。</p> <p>2 行使価額の調整 (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・1株当たりの払込金額}}{\text{処分子株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分子株式数}} \times \text{時価}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>304,500,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年5月1日から平成33年4月30日まで(但し、平成33年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署</p>

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 2 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 3 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 4 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 (2) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競合した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。) (3) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 (7) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 5 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。 2 当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 3 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」欄第2項記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	5,000個
発行価額の総額	2,500,000円
発行価格	500円（新株予約権の目的である株式1株当たり5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個

申込期間	平成28年3月31日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	K L a b株式会社 経営管理部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年3月31日（木）
割当日	平成28年3月31日（木）
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

- (注) 1. 第16回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第15回新株予約権及び第17回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成28年3月7日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 払込期日までに割当て先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当て先に対する第三者割当てによる本新株予約権の発行は行われないうこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は、500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。）。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初604円とする。</p> <p>2 行使価額の調整 (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	304,500,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成31年5月1日から平成34年4月30日まで（但し、平成34年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 2 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 3 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 4 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 (2) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競合した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） (3) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 (7) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 5 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部を無償で取得する。 2 当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 3 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を助案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を助案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」欄第2項記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	5,000個
発行価額の総額	2,500,000円
発行価格	500円（新株予約権の目的である株式1株当たり5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個

申込期間	平成28年3月31日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	K L a b株式会社 経営管理部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年3月31日（木）
割当日	平成28年3月31日（木）
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

- (注) 1. 第17回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第15回新株予約権及び第16回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成28年3月7日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 払込期日までに割当て先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当て先に対する第三者割当てによる本新株予約権の発行は行われないうこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は、500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。）。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初604円とする。</p> <p>2 行使価額の調整 (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot 1 \text{株当たりの払込} \text{処分株式数}}{\text{金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	304,500,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年5月1日から平成35年4月30日まで（但し、平成35年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部又は上記金融機関の業務を承継する金融機関及びその部署
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書）において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 2 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 3 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 4 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 (2) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競合した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） (3) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 (7) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 5 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部を無償で取得する。 2 当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 3 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」欄第2項記載の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
913,500,000	6,000,000	907,500,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額（第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の合計7,500,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の合計906,000,000円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の 総額(円)	行使に際して出資される財産の 価額の合計額(円)
第15回新株予約権	2,500,000	302,000,000
第16回新株予約権	2,500,000	302,000,000
第17回新株予約権	2,500,000	302,000,000
合計	7,500,000	906,000,000

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は本新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役及び従業員(以下「当社役職員」といいます。)の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	楽天信託株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 杉谷 孝治
資本金	2億5,980万円
事業の内容	信託業法に基づく運用型信託会社
主たる出資者及びその出資比率	楽天銀行株式会社100.0%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年3月7日現在のものです。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の持分の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年3月7日現在のものです。

< 本件スキームの内容 >

当社代表取締役社長である真田哲弥は、個人としての真田哲弥から当社の現在及び将来の当社役職員に対して、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、本件スキームを実施いたします。本件スキームでは、真田哲弥個人を委託者、割当予定先である楽天信託株式会社を受託者とする、信託期間が異なる3つの信託契約を締結し、委託者である真田哲弥個人の手許資金を信託財産として、3つの信託(以下総称して「本信託」といいます。)を設定いたします。そして、当社は楽天信託株式会社に合計15,000個(3つの本信託に対して、第15回新株予約権5,000個、第16回新株予約権5,000個及び第17回新株予約権5,000個を順に割り当てます。)の本新株予約権を発行いたします。

本信託は、当社役職員ごとに、予め定めたストックオプションの付与マニュアル(以下「付与マニュアル」といいます。)に基づき、職責及び業績貢献に応じて付与される付与ポイント数の多寡に応じて、割当予定先が、当社に在籍する当社役職員のうち受益者適格要件を満たす者を対象として、平成30年5月第1営業日に第15回新株予約権5,000個を、平成31年5月第1営業日に第16回新株予約権5,000個を、また平成32年5月第1営業日に第17回新株予約権5,000個(第15回~第17回新株予約権すべて1個当たり100株相当)を分配するものです。

一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いたインセンティブプランは、発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定することになりますが、本件スキームを活用することにより、ポイント付与基準日(上記分配時点の属する年の前年4月1日)までの期間における当社の当社役職員ごとの業績貢献に対する評価をもとに、当該分配時点で本新株予約権の分配の多寡を決定することが可能となります。これは同時に、将来採用された当社役職員に対しても、入社後から分配時点までの当社への業績貢献により、新株予約権発行前から当社に所属する当社役職員と同様に、付与マニュアルに従って新株予約権を分配することが可能となります。

本新株予約権の分配を受けた当社の当社役職員は、当該本新株予約権それぞれの発行要項及び取扱いに関する契約内容に従って、当該本新株予約権を行使することができます。

これらのことから、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランにおける企業価値向上へのインセンティブ効果に加え、限られた個数の新株予約権を当社役職員で分配することになるため、新株予約権獲得のための業績貢献意欲の向上を図ることができる効果、また優秀な人材獲得にあたっての誘因となる効果が見込まれます。

また、当社は海外展開を当社グループ経営の重点施策のひとつとしていることから、本新株予約権における業績達成条件として、昨年発行した第13回新株予約権(有償ストックオプション)における業績達成条件である営業利益

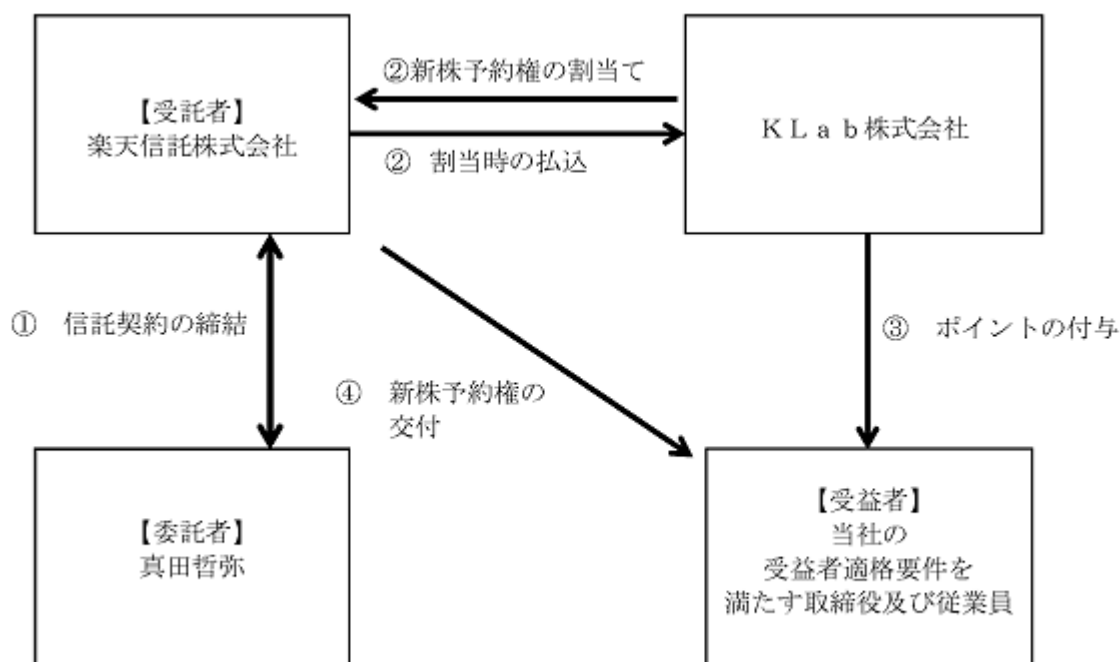
及び海外売上高から、海外売上高のみに集約するとともに、第13回新株予約権(有償ストックオプション)における業績達成条件として定めた海外売上高25億円よりもさらに高い、平成28年12月期の連結会計年度にかかる本邦以外の外部顧客に対する連結売上高28億円以上と定めることにより、業績達成条件の対象期間である平成28年12月期における当社役職員の業績達成意欲の向上をさらに図ることができることとともに、当該業績達成条件を達成した後は、かかる条件の成就により行使可能性がより確実となった本新株予約権について、当社役職員それぞれが自らの獲得個数拡大のための業績貢献意欲の向上が見込まれ、ひいては全社的な業績向上に繋げることができる効果が見込まれます。

なお、本件スキームは、真田哲弥個人としての当社役職員へのインセンティブ付与の意向に基づくものであるため、当社のインセンティブプランではなく、真田哲弥個人の手許資金に基づき実施するものであり、当社の既存の新株予約権を用いたインセンティブプランとは独立して実施されるものであります。当該既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと同様のスキームについても、中長期での企業価値向上に向けて導入することが適切であると判断した場合には、本件スキームとは別に、あるいは本件スキームと併存する形で、新たに導入する可能性があり、平成28年3月4日付けで開示しております第14回新株予約権はこれに基づき発行するものであります。

本信託は3つの契約(W001~W003)により構成されており、それらの概要は以下の通りです。

名称	信託活用型新株予約権インセンティブプラン
委託者	(W001)~(W003)いずれも真田哲弥
受託者	(W001)~(W003)いずれも楽天信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成28年3月30日
信託期間満了日	(W001)平成30年4月30日、(W002)平成31年4月30日、 (W003)平成32年4月30日
信託の目的	当社役職員の福利厚生及びインセンティブ付与
受益者適格要件	現在及び将来の当社役職員を受益者候補とし、本信託に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、本信託に係るストックオプション付与マニュアルには、受益者候補に対する本新株予約権の給付個数を決定するための原則として、職位及び業績貢献等に応じてポイントが付与されるポイント付与の基準が定められております。 当社役職員は、信託期間の満了日の属する年の前年4月1日に上記のポイント付与基準に基づくポイントを付与され、各信託の信託期間満了日の翌日において、本新株予約権5,000個について、付与されたポイントの合計数に占める当該当社役職員の保有するポイント数の割合に原則として比例するように分配を受けます。

< 本件スキームの概要図 >



委託者である真田哲弥は、受託者との間の信託契約（以下「信託契約」といいます。）に基づき受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、信託契約に基づき、本信託についての信託管理人兼受益者指定権者に就任します。

受託者である楽天信託株式会社は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、本新株予約権を当社から引き受けます。この時、当社は、受託者からの払込金額を新株予約権として純資産に計上します。

信託期間中、当社役員は、付与マニュアルに従い、一定の新株予約権獲得ポイントの付与を受けます。

各本信託の信託期間満了時に、当社役員は、本新株予約権それぞれ5,000個について、直近1年間に付与されたポイントの合計数に占めるポイント数の割合に原則として比例するように分配を受けます。

c．割当予定先の選定理由

本件スキームを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定先として新株予約権の割当を行う必要があります。

受託者は、信託財産の管理、信託に係る事務手続きを行うこととなります。受託者の行う業務が信託に関する専門的な知識及び経験を必要とすることや受託者の報酬額等を総合的に判断した結果、当社は、楽天信託株式会社に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数1,500,000株（第15回新株予約権500,000株、第16回新株予約権500,000株、第17回新株予約権500,000株）

e．株券等の保有方針

割当予定先である楽天信託株式会社は、信託契約及び付与マニュアルに従い、本新株予約権を、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者から各信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨及び委託者個人資産として当初信託金を十分に保有している旨について、委託者の確約書面により確認を行っております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、各信託契約の受託者として、割り当てられた本新株予約権に係る信託事務、その他の包括的管理業務を担当します。

割当予定先である楽天信託株式会社は、信託業務及び流動化・証券化コンサルティング業務を主事業とする信託会社です。楽天信託株式会社は楽天銀行株式会社の完全子会社であり、楽天銀行株式会社は東京証券取引所市場第一部に上場している楽天株式会社の完全子会社にあたります。よって、楽天信託株式会社は楽天株式会社の完全子会社(孫会社)であります。また、楽天株式会社が東京証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではなく、特定団体等とは一切関係ないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額については、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額である、第15回新株予約権については1個あたり500円に、第16回新株予約権については1個あたり500円に、また第17回新株予約権については1個あたり500円に決定したものである。

< 第15回新株予約権 >

決議日の直前営業日の当社の株価の終値604円、株価変動性79.24%、配当利回り0%、無リスク利率-0.181%及び第15回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額604円、満期までの期間5年間、行使条件 平成28年12月期の連結海外売上高が28億円以上の場合)

< 第16回新株予約権 >

決議日の直前営業日の当社の株価の終値604円、株価変動性79.24%、配当利回り0%、無リスク利率-0.183%及び第16回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額604円、満期までの期間6年間、行使条件 平成28年12月期の連結海外売上高が28億円以上の場合)

< 第17回新株予約権 >

決議日の直前営業日の当社の株価の終値604円、株価変動性79.24%、配当利回り0%、無リスク利率-0.163%及び第17回新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額604円、満期までの期間7年間、行使条件 平成28年12月期の連結海外売上高が28億円以上の場合)

なお、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役3名)から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,500,000株(議決権数15,000個)であり、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数37,797,600株(議決権数367,192個)を分母とする希薄化率は3.96%(議決権の総数に対する割合は4.08%)に相当します。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

本新株予約権が、信託期間(最長約4年)にあわせて3回に分けて付与対象者に分配される一方で、当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えておりますことから、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
真田 哲弥	東京都江東区	4,207,400	11.45%	4,207,400	11.00%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	852,000	2.32%	852,000	2.22%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	697,100	1.89%	697,100	1.82%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	626,600	1.70%	626,600	1.63%
仙石 浩明	大阪府豊中市	472,000	1.28%	472,000	1.23%
DEUTSCHE BANK AG LONDON 609 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	407,700	1.11%	407,700	1.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	334,900	0.91%	334,900	0.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	315,300	0.85%	315,300	0.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	312,600	0.85%	312,600	0.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	311,500	0.84%	311,500	0.81%
計		8,537,100	23.24%	8,537,100	22.33%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成27年12月31日現在の所有議決権数」を、「平成27年12月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数」で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

4. 楽天信託株式会社は、割当てられた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満後は、信託契約及び付与マニュアルに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約しておりますので、楽天信託株式会社は「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には含めておりません。

5. 本件スキーム上、現時点において、楽天信託株式会社より本新株予約権の交付を受ける受益者が存在しないため、当該受益者は「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には含めておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）

平成27年 3 月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第 1 四半期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

平成27年 5 月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第 2 四半期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日）

平成27年 8 月 6 日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第 3 四半期（自 平成27年 7 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

平成27年11月 9 日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年 3 月 7 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 3 月 31日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年 3 月 7 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成28年 3 月 4 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 6 の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年 3 月 7 日に関東財務局に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年3月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年3月7日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

K L a b株式会社 本店

(東京都港区六本木六丁目10番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。